

長崎労働局長（当局）は、令和2年11月25日（水）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件に係る交渉を行った。

交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について
職場からクラスターを発生させない、職場から感染者を出さない、そういった取り組み、万全な感染防止対策を早急に講じていただきたい。
また、雇用調整助成金等に関連して配置された職員や非常勤職員の継続雇用及び業務関連予算を確保していただきたい。
- 2 労働行政体制の拡充について
総定員法の廃止、国家公務員の総人件費に関する基本方針等を中止して行政運営に必要な定員を十全に確保するとともに、政府の重要政策である「働き方改革」への対応等、労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含め労働行政職員を増員し、労働行政の運営に必要な定員を確保するよう関係機関への働きかけをしていただきたい。
- 3 都道府県労働局の新人事制度について
新人事制度により、労働行政の各職場においては専門性の維持が非常に困難となっているため、制度を抜本的に見直していただきたい。
- 4 超過勤務の縮減について
超過勤務の実態を正確に把握し、業務量の削減などのマネジメントにより超過勤務縮減の有効な対策を講じるとともに、上限規制については現場の実情に見合ったものとなるよう関係機関への働きかけをしていただきたい。
- 5 労働局及び安定所における今後の体制整備について
雇用調整助成金等の迅速支給に必要な体制を確立するとともに、業務運営について優先順位を明確化した対応を図っていただきたい。また、厚労省として既存業務の削減など対応可能な体制構築の方策を尽くしていただきたい。
- 6 「組織・業務改革」後の労働基準行政の体制及び人事制度について
「組織・業務改革」の集中取組期間終了後は、集中取組期間終了前の体制に戻していただきたい。
- 7 非常勤職員制度と処遇の抜本的改善について
労働行政体制の維持に不可欠な非常勤職員に関して、賃金・手当、公募や有期雇用から無期雇用への転換等、制度や処遇の改善、安定的雇用の実現を図っていただきたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について
職場から感染者やクラスターを発生させないという共通認識の下、各種感染防止対策を局署所が一体となって継続してまいりたい。
また、雇用調整助成金等に関連して配置された職員や非常勤職員の継続雇用及び業務関連予算の確保については関係機関に対して要望してまいりたい。
- 2 労働行政体制の拡充について
離島を抱える等地理的事情や連年にわたる定員削減の影響により非常に厳しい定員事情に加え、増大する新型コロナウイルス感染症防止対策関連業務への取り組みによる職員の健康への影響も懸念される中、職員が安全で健康的に働くことができるよう非常勤職員も含めた定員の増員について、関係機関に対し強く要望してまいりたい。
- 3 都道府県労働局の新人事制度について
労働行政への需要が増大する中、職員の専門性の維持・向上を図るべく、関係機関に対し強く要望してまいりたい。
- 4 超過勤務の縮減について
職員の超過勤務については、あらゆる機会を通して所属長に対して繰り返し指示して適正把握に努め、業務量の削減などのマネジメントにより超過勤務縮減の有効な対策を講じるとともに、上限規制については現場の実情に見合ったものとなるよう関係機関に対して要望してまいりたい。
- 5 労働局及び安定所における今後の体制整備について
追加配置された非常勤職員等による集中処理や応援体制の構築等可能な限り迅速支給のための体制確保に努めるとともに、業務運営における優先順位の明確化、既存業務の削減や受付時間の設定等について関係機関に対して要望してまいりたい。
- 6 「組織・業務改革」後の労働基準行政の体制及び人事制度について
働き方改革の推進のための監督部署の強化ということで「緊急措置」等を実施してきたところ、労働災害発生件数や脳心・精神等複雑困難事案の増加等により労災補償行政への需要も年々高まっている状況にあり、労災補償行政も含め労働基準行政の体制確保について、関係機関に対して要望してまいりたい。
- 7 非常勤職員制度と処遇の抜本的改善について
労働行政に欠くことのできない非常勤職員の処遇改善や安定的雇用の実現は、働き方改革における重要な施策である無期転換ルールの構築や不合理な待遇差の解消等にも合致し、有能な人材の確保、労働行政の適正な推進に直結するものであり、関係機関に対して要望してまいりたい。